



地域脱炭素に関する 令和8年度支援事業説明会

北海道開発局

令和8年2月

都市局関係・・・・・・・・・・・・・・・・P 3 ～ P10

住宅局関係・・・・・・・・・・・・・・・・P11 ～ P27

水管理・国土保全局(上下水道)関係・・・・P28 ～ P44

※本資料におけるページ番号は下側中央の青文字です。

本資料は、令和8年度国土交通省予算決定概要として国土交通省ホームページに掲載されている「都市局」、「住宅局」及び「水国管理・国土保全局(上下水道関係)」の資料について、脱炭素化に資する施策を抜粋したものです。

全文はコチラ

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003378.html

問い合わせ先:

(都市局関係)

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課

都市事業管理官

電話 011-709-2311 (内 5874)

(住宅局関係)

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課

まちづくり事業推進官

電話 011-709-2311 (内 5866)

(水国管理・国土保全局(上下水道))

北海道開発局 建設部 地方整備課

上下水道調整官

電話 011-709-2311 (内 5851)

令和 8 年 度
都 市 局 関 係 予 算 概 要

令和 8 年 2 月

国土交通省都市局

目 次

<p>I. 令和8年度 都市局関係予算 総括表 1</p> <p>II. 令和8年度 都市局関係予算の基本方針 4</p> <p>III. 令和8年度 都市局関係予算 主要事項 5</p> <p> 1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化 5</p> <p> 2. 地域資源を活かしたまちづくりの急加速 7</p> <p> 3. エリアマネジメントと国際競争力の強化 9</p> <p>4. まちづくり GX 10</p> <p> 5. 国土強靱化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり 11</p> <p> 6. まちづくり DX 13</p> <p> 7. 国際連携・海外展開 15</p> <p> 8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組 16</p> <p>IV. 令和8年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等 17</p> <p> 1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化</p> <p> (1) 市町村域を越えた広域連携の強力な推進 17</p> <p> (2) まちなかにおける業務施設等の立地促進 18</p> <p> (3) 市町村による計画の適切な評価・見直しと作成に対する継続的な支援 19</p> <p> (4) 適切な都市機能の集積の推進 20</p> <p> 2. 地域資源を活かしたまちづくりの急加速</p> <p> (1) 観光に資する歴史まちづくりの強力な促進 21</p> <p> (2) 都市の魅力を高める地域資源の保全・活用 22</p> <p> 3. エリアマネジメントと国際競争力の強化</p> <p> (1) 持続可能なエリアマネジメントの推進 23</p> <p> (2) 国際競争力強化のための都市再生の推進 24</p>	<p>4. まちづくり GX</p> <p> (1) 改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進 25</p> <p> (2) エネルギーの面的利用およびまちなかの暑さ対策の推進 26</p> <p>5. 国土強靱化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり</p> <p> (1) 被災地の復興支援・宅地液状化対策の推進 27</p> <p> (2) 事前防災・事前復興まちづくりの推進 28</p> <p> (3) 災害に強い都市拠点・市街地形成の推進 29</p> <p> (4) 安全なエリアへの集団移転および公園施設の老朽化対策等の推進 30</p> <p> (5) 盛土の安全確保対策の推進 31</p> <p>6. まちづくり DX</p> <p> (1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 32</p> <p> (2) 都市におけるスマートシティの実装化の推進 33</p> <p>7. 国際連携・海外展開</p> <p> (1) 国際的な都市政策連携および都市開発の海外展開 34</p> <p>8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組</p> <p> (1) 2027年国際園芸博覧会に向けた取組 35</p> <p> (2) 首里城の復元に向けた取組 36</p> <p>V. 令和8年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧 37</p> <p>VI. 令和8年度 都市局関係 税制改正概要 39</p> <p>VII. 参考資料 40</p> <p>VIII. 問い合わせ先 64</p>
--	--

I. 令和8年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和8年度 都市局関係予算 事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和8年度 (A)		前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考														
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費															
国 営 公 園 等	35,096	32,536	36,219	32,432	0.97	1.00	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局所管事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 459,693百万円 ・防災・安全交付金 852,918百万円 2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円) <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和8年度</th> <th colspan="2">前 年 度</th> </tr> <tr> <th>事 業 費</th> <th>国 費</th> <th>事 業 費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街 路 事 業</td> <td>5,766,779 の内数</td> <td>2,126,475 の内数※</td> <td>5,106,114 の内数</td> <td>2,118,885 の内数</td> </tr> </tbody> </table> ※「高規格道路、IC等アクセス道路その他」 (国費254,590百万円の内数) 等を含む。 3. 本表のほか、観光関連予算として、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業4,000百万円の内数及びGREEN×EXPO2027を契機としたインバウンド促進事業257百万円がある。 4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のマガジン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 60,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円	区 分	令和8年度		前 年 度		事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	街 路 事 業	5,766,779 の内数	2,126,475 の内数※	5,106,114 の内数	2,118,885 の内数
区 分	令和8年度		前 年 度																		
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費																	
街 路 事 業	5,766,779 の内数	2,126,475 の内数※	5,106,114 の内数	2,118,885 の内数																	
うち国営公園等整備	9,541	9,541	9,538	9,538	1.00	1.00															
うち国営公園等維持管理	16,100	16,100	15,200	15,200	1.06	1.06															
市 街 地 整 備	293,487	94,402	275,467	94,007	1.07	1.00															
住 宅 対 策	612	306	612	306	1.00	1.00															
一般公共事業計	329,195	127,244	312,298	126,745	1.05	1.00															
災 害 復 旧 等	744	406	744	406	1.00	1.00															
公共事業関係計	329,939	127,650	313,042	127,151	1.05	1.00															
行 政 経 費	3,379	2,449	3,498	2,429	0.97	1.01															
合 計	333,317	130,099	316,540	129,580	1.05	1.00															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和8年度 都市局関係予算 主要事項 (国費)

(単位：百万円)

事 項	令和8年度 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和7年度 補正予算
国営公園等	32,536	32,432	1.00	4,763
国営公園等整備	9,541	9,538	1.00	1,339
国営公園等維持管理	16,100	15,200	1.06	1,793
2027年国際園芸博覧会政府出展調査	1,750	1,517	1.15	1,633
市街地整備	94,402	94,007	1.00	13,841
都市構造再編集中支援事業	70,660	70,200	1.01	8,466
国際競争拠点都市整備事業	13,000	13,000	1.00	442
まちなかウォークアブル推進事業	618	618	1.00	19
先導的まちづくり調査	285	300	0.95	50
都市・地域交通戦略推進事業	1,000	1,000	1.00	189
まちづくりファンド支援事業	120	100	1.20	70
まちづくり推進活動資金	15	0	皆増	0
民間都市開発推進資金	2,129	2,000	1.06	1,900
都市再生コーディネート等推進事業	880	880	1.00	25
都市防災・減災推進調査	100	0	皆増	0
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,050	1,136	0.92	100
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,259	1,173	1.07	50
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (2027年国際園芸博覧会)	255	274	0.93	2,126
住宅対策	306	306	1.00	0
一般公共事業計	127,244	126,745	1.00	18,604
災害復旧等	406	406	1.00	4,270
公共事業関係計 (A)	127,650	127,151	1.00	22,874

(単位：百万円)

事 項	令和8年度 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和7年度 補正予算
行政経費				
コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費	529	529	1.00	250
景観改善推進事業	58	58	1.00	0
官民連携都市再生推進関係経費	102	170	0.60	83
まちづくりGX緑地確保推進調査	25	25	1.00	0
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	20	30	0.67	0
防災集団移転促進事業	709	550	1.29	1,068
スマートシティ実装化支援事業	220	242	0.91	30
都市開発の海外展開	257	239	1.08	23
2027年国際園芸博覧会関係経費	145	145	1.00	2,445
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
行政経費計 (B)	2,449	2,429	1.01	3,929
合 計 (A)+(B)	130,099	129,580	1.00	26,803

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

Ⅱ. 令和8年度 都市局関係予算の基本方針

まち
～令和の都市リノベーションで、日本の生活空間を、より豊かに～

地域に民間投資を呼び込み、人々が行き交い、集い、語らう、個性ある都市空間をつくる

コンパクト・プラス・ネットワークの強化

- 市町村域を越えた**広域連携**の強力な推進
- 業務施設等の集積による「稼ぐ力」の強化
- イノベーションを創出する**まちづくり**の推進

地域資源を活かしたまちづくりの急加速

- 観光に資する**歴史まちづくり**の強力な促進
- 既存ストック建造物の**民間活用**の推進
- 広域的な**景観まちづくり**の推進

エリアマネジメントと国際競争力の強化

- 官民が協働した**公共的価値創出**の促進

まちづくりGX

- 都市緑地の**質・量両面の確保**の推進
- TSUNAG認定の**更なる活用促進**

国土強靱化、復興まちづくり、事前防災・事前復興で、安全・安心なまちをつくる

- 能登半島地震等からの**復興まちづくり事業**の推進
- 事前復興まちづくり計画の**策定推進**
- ハード・ソフト両面からの**宅地液状化対策、盛土の安全確保対策**の着実な実施
- 防災集団移転**の着実な促進

まちづくりDX

○3D都市モデル（PLATEAU）の**広域的整備、社会実装**の推進

国際連携 海外展開

- 国際機関やG7との**都市政策連携**
- デジタル技術を生かした公共交通指向型都市開発の**海外展開**

2027年国際園芸博覧会 首里城復元

- 開催に向けた準備や復元に向けた取組の**確実な実施**

4. まちづくりGX

地球的・国家的規模の課題である①気候変動への緩和策・適応策（CO2排出削減、暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境の確保等）といった社会的要請に対応するため、環境に優しい都市構造への変革、都市におけるエネルギーの面的利用の推進、都市緑地の多様な機能の発揮を図る取組を進めるほか、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境づくりを推進する。

施策の概要

都市構造や移動手段の変革

コンパクト・プラス・ネットワークや都市機能の集約による公共交通の利用促進等により、徒歩・自転車や公共交通の分担率の向上を図り、CO2排出量の削減等を推進

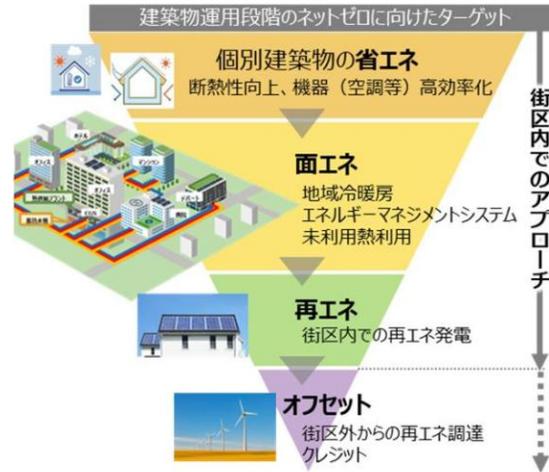
【都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業等】



街区・建築物単位での取組

エネルギー密度の高い市街地において、再エネ化等の取組を集中的に支援するなど、エネルギーの面的利用やZEBレベルの省エネ水準の建築物整備を推進し、エネルギー利用を効率化

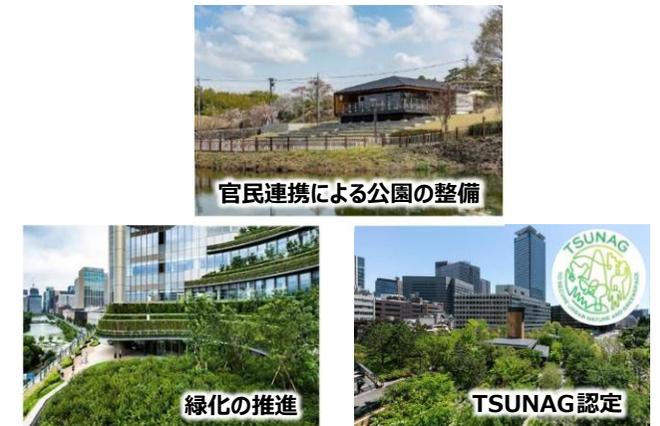
【国際競争拠点都市整備事業、都市構造再編集中支援事業等】



緑とオープンスペースの確保

都市公園の整備を含むグリーンインフラの社会実装、緑地の保全や緑化の推進、金融等の関係者との連携を通じた民間事業者等による緑地確保の後押しを進め、CO2吸収、生物の生息・生育空間の確保、健康増進等を推進

【まちづくりGX緑地確保推進調査、都市公園・緑地等事業等】



猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境

まちなかでのグリーンインフラの社会実装、クールスポットの創出に係る先進的な取組等の支援を進め、ヒートアイランド対策を推進

【まちなかウォーカブル推進事業、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、脱炭素・クールダウン都市開発推進事業等】



(1) 改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進

継続
拡充

まちづくりGX緑地確保推進調査 調査 0.3億円(1.00倍)
都市公園・緑地等事業 社総交 4,597億円の内数

令和6年11月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律により創設された、企業等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度（TSUNAG）を一層活用することで、民間投資の呼び込みを促進する。加えて、都市緑地の質・量両面での確保に向けて、特別緑地保全地区等の樹林の更新等を図る機能維持増進事業を推進する。

まちづくりGX 緑地確保推進調査

企業等による緑地確保の取組を促進するため、金融・経済界も巻き込み、TSUNAG認定を活用した民間投資の呼び込みを図る。

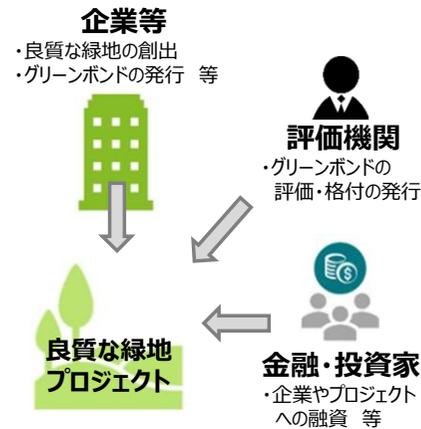
【国際基準等との連携】

国際基準等の動向を踏まえ、評価項目・基準の見直しを行うとともに、国際会議等で周知し、国内外の認証制度との連携を図る。



【民間投資の呼び込みの促進】

企業等、金融機関・投資家、評価機関と連携し、ESG投資においてTSUNAG認定を活用したモデルケースを創出し、横展開を図る。

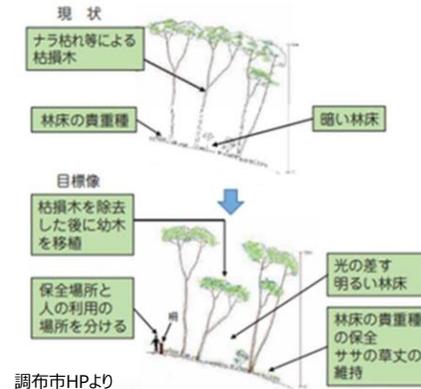


都市公園・緑地等事業

樹木の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図る機能維持増進事業について、緑地の質の更なる向上を実現するため、計画的な取組や官民連携による取組への支援を強化する。

【機能維持増進事業の計画的な実施】

計画的で実効性の高い緑地保全の取組を推進するため、古都保存・緑地保全等事業の対象に「機能維持増進事業の実施に係る計画策定」を追加する。



実施計画のイメージ (東京都調布市)

【地元団体等と連携した機能維持増進事業等の実施】

企業やNPO等と連携した緑地保全の取組を推進するため、古都保存・緑地保全等事業において民間団体が実施する機能維持増進事業等に対する間接交付を可能とする。



地元団体による竹林の伐採作業 (神奈川県鎌倉市)

4. まちづくりGX

(2) エネルギーの面的利用および
まちなかの暑さ対策の推進

継続

国際競争拠点都市整備事業	補助	130.0億円(1.00倍)
都市構造再編集集中支援事業	補助	706.6億円(1.01倍)
まちなかウォークアブル推進事業	社総交	4,597億円の内数
民間都市開発推進資金	貸付	21.3億円(1.06倍)等

※令和7年度補正予算 国際競争拠点都市整備事業 0.5億円。合計130.5億円(1.00倍)

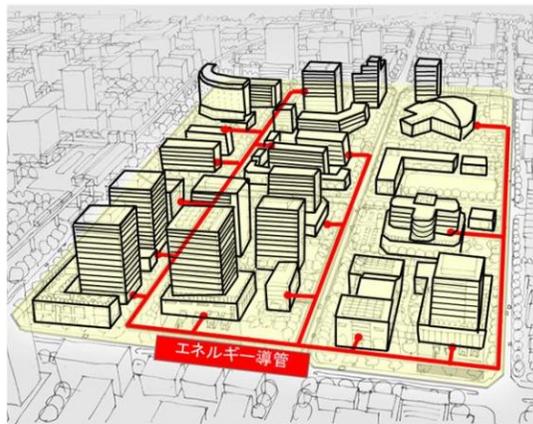
エネルギーの面的利用と組み合わせた省エネと創エネ等への支援により、段階的な取組や先進的・総合的な取組を推進することで、街区の防災性能および環境性能の強化を行い、ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現を図る。

緑陰や日よけ等のまちなかでの暑さをしのぐクールスポットの創出など、暑熱対策に官・民で取り組む地域に対して支援を実施するとともに、民間都市開発事業者等の先進的な実証事業への支援等を通じ、暑熱対策に資する取組を推進する。

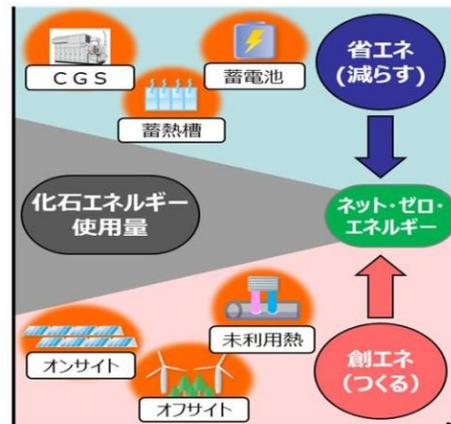
エネルギーの面的利用・利用効率化、省エネ・創エネの推進

エネルギー導管で複数の建物をつなぎ、効率的に熱・電気を融通するエネルギーの面的利用や、省エネ・創エネ等への支援により、先進的・総合的な取組を推進することで、街区の防災性能および環境性能を強化する。

【国際競争拠点都市整備事業、都市構造再編集集中支援事業】



エネルギーの面的利用のイメージ



ネット・ゼロ・エネルギー街区化のイメージ

街区の
防災性の強化



ネット・ゼロ・エネルギー
街区化

街区の防災性能および環境性能の強化、ネット・ゼロ・エネルギー街区化を進めることによりまちづくりGXの実現を目指す。

まちなかの暑さ対策

気候変動により猛暑・酷暑期間が長期化しても、通勤・通学や通院・買い物といった都市空間での日常生活を安全・快適に続けられる「都市のクールダウン」の取組について、対策の検討から社会実験、施設整備まで広く支援する。

【まちなかウォークアブル推進事業、都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、民間都市開発推進資金 等】



民間都市開発事業者等が行う都市の脱炭素化・暑熱対策に資する先進的な取組に係る実証事業に対して支援する。

【脱炭素・クールダウン都市開発推進事業】



効果的なクールスポット創出のための冷却装置の適正配置等の実証

令和8年度
住宅局関係予算概要

令和8年2月
国土交通省住宅局

I. 令和8年度住宅局関係予算の基本方針

重点施策のポイント

1. 住まい・くらしの**安全**確保、**良好**な市街地環境の整備
(災害対策の強化/災害へのレジリエンスの向上/被災地における恒久的な住まいの確保)
2. **既存ストック**の有効活用と**流通市場**の形成
(既存住宅流通市場の活性化/空き家対策の強化)
3. 誰もが**安心**して暮らせる**多様な住まい**の確保
(こども・子育て対策/住まいのセーフティネット/バリアフリー)
4. 住宅・建築物における**持続可能な社会**の構築
(省エネ性能向上・LCCO₂の削減/木材利用の促進/住宅・建築物分野のDX推進/住宅・建築分野の国際展開)

予算総括表

(単位:億円)

事項	予算額		
	R8	R7	前年比
公共事業	1,644	1,643	1.00
行政経費	76	81	0.95
合計	1,721	1,724	1.00

注. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、**住宅・建築物分野の脱炭素化を促進**するため、省エネ対策に加え、建築物の**ライフサイクルカーボン削減**に向けた取組を推進する。

背景

ストック全体の省エネ性能の引上げ

- **新築時**の対策強化の必要性(ZEH・ZEB水準の省エネ性能)
- **既存ストック**の低い省エネ性能(現行基準適合ストックは**19%**)

<省エネ化の目標>

2025 : 省エネ基準適合の義務づけ

2030 : ZEH・ZEB水準の省エネ性能適合を義務づけ

2050 : ストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能を目指す



住宅省エネ
2025キャンペーン

建築物のライフサイクルカーボンの削減

- **建築物のライフサイクルカーボン(※)評価を促進するための制度の構築**

※建築物のライフサイクル全体におけるCO2排出量

<建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議(R6.11~)>

・基本構想(2025.4連絡会議決定)を公表

→2028年度を目途に建築物のライフサイクルカーボン評価の実施を促す制度の開始を目指す



建築生産者・建材製造等事業者の**脱炭素化の取組**



脱炭素化に取り組んだ建材等や建築物の**需要拡大**

建築物ライフサイクルカーボン評価の実施による**脱炭素化の取組の可視化**



投資家・金融機関、建築物利用者による**評価**



主要事項

1. 省エネ性能向上・LCCO2(ライフサイクルカーボン)の削減

- **既存住宅・建築物ストックの省エネ化の促進** ★
- **新築住宅・建築物の省エネ性能の引き上げ** ★
- **BIMと連携したライフサイクルカーボン評価の実施等への支援**
- **優良建築物等への補助事業におけるLCCO2評価の要件化**

2. 木材利用の促進

- **優良な中大規模木造建築物等の整備等への支援**
- **木造建築物等の規制合理化に向けた基準整備**

3. 住宅・建築物分野のDX推進

- **建築行政手続等の総合的なDX化への取組強化**★
- **空き家データベースシステムの整備**

4. 住宅・建築分野の国際展開

- **新興国等における事業展開への支援**

Ⅲ. 令和8年度予算の各施策概要

目 次

1. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

住宅・建築物耐震改修事業	・・・・	8
建築物耐震対策緊急促進事業	・・・・	9
災害時拠点強靱化緊急促進事業	・・・・	10
狭あい道路情報整備モデル事業	・・・・	11
狭あい道路整備等促進事業	・・・・	12
密集市街地総合防災事業、 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	・・・・	13
住宅市街地総合整備事業(水害対策型)	・・・・	14
災害危険区域等建築物防災改修等事業	・・・・	15
暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業	・・・・	16
地域居住機能再生推進事業	・・・・	17
特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業	・・・・	18
2050 先導型住宅推進事業	・・・・	19
災害公営住宅整備事業	・・・・	20
災害復興住宅融資	・・・・	21

2. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成

住宅ストック循環促進事業	・・・・	23
マンション総合対策モデル事業	・・・・	24
既成住宅地再生推進モデル事業	・・・・	25
空き家対策総合支援事業、空き家再生等推進事業	・・・・	26

3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

UR賃貸住宅を活用した近居による子育て支援	・・・・	28
サービス付き高齢者向け住宅整備事業	・・・・	29
居住支援協議会等活動支援事業	・・・・	30
みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業	・・・・	31
バリアフリー環境整備促進事業	・・・・	32

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築

住宅・建築物省エネ等改修推進事業	・・・・	34
公営住宅等ストック総合改善事業、 改良住宅ストック総合改善事業	・・・・	35
みらいエコ住宅 2026 事業 (Me住宅 2026)	・・・・	36
建築GX・DX推進事業	・・・・	37
カーボンニュートラルの実現に向けた 住宅・建築物の体制整備事業	・・・・	38
優良建築物等への補助事業における LCCO ₂ 評価実施の要件化	・・・・	39
サステナブル建築物等先導事業 (LCCO ₂ 評価先導型)	・・・・	40
既存建築物省エネ化推進事業 (LCCO ₂ 評価実施型)	・・・・	41
優良木造建築物等整備推進事業	・・・・	42
民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業	・・・・	43
建築行政DX総合推進事業	・・・・	44
住宅・建築分野における海外展開	・・・・	45

4. 住宅・建築物における 持続可能な社会の構築

サーキュラーエコミーの実現に資する既存住宅の活用の拡大を図るため、省エネ改修に加え、長寿命化や、子育て、防犯など地域の課題解決に向けた改修など、既存住宅の改修に対する支援を強化する。

※赤枠太囲い部分は拡充内容

住宅

省エネ型

■ 対象事業

省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ 「改修費用」には、「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「構造補強工事」の費用を含む。
- ※ 「省エネ基準」又は「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）。
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された住宅又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。

■ 交付額

補助対象	補助割合
省エネ診断	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2
設計・改修	省エネ基準 300,000円/戸 【定額(交付対象費用の4割を限度)】
	ZEH水準 700,000円/戸 【定額(交付対象費用の8割を限度)】

- ※ 省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援
- ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施
- ※ 国・地方で1/2ずつの負担

性能向上型

■ 対象事業

以下の①、②及び③を満たすリフォーム工事に係る設計費用及び改修費用

- ① インспекションの実施、かつ、維持保全計画・履歴の作成
- ② 工事後における、劣化対策、省エネルギー性及び耐震性の確保
- ③ ②等の性能向上、三世帯同居対応、子育て世帯対応、防災性・レジリエンス性能の向上にあたる改修のいずれかへの該当

- ※ インспекション、リフォーム履歴情報の作成、維持保全計画の作成、リフォーム瑕疵保険の保険料を含む。
- ※ 上記①・②・③を満たす改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。

■ 交付額

補助対象	補助割合
設計・改修	評価基準 800,000円/戸 【定額】
	認定基準 1600,000円/戸 【定額】

- ※ 三世帯同居、子育て世帯等、既存住宅購入の場合は500,000円/戸加算
- ※ 国・地方で1/2ずつの負担

建築物

省エネ型

■ 対象事業

省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
- ※ 「省エネ基準」又は「ZEH水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEHレベルへの改修のみ対象。

■ 交付率

補助対象	補助割合			
省エネ診断・設計	(民間) 国と地方で2/3、民間1/3 (地方) 国1/2、地方1/2			
改修	(民間) 国と地方で23%、民間77% (地方) 国11.5%、地方88.5%			
	【補助限度額】			
	<table border="1"> <tr> <td>省エネ基準</td> <td>5,600円/㎡</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準</td> <td>9,600円/㎡</td> </tr> </table>	省エネ基準	5,600円/㎡	ZEH水準
省エネ基準	5,600円/㎡			
ZEH水準	9,600円/㎡			

- ※ 耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

特定課題対応リフォーム

〇レジリエンス性能の確保、雪害対策、防犯対策、気候風土適応に係る措置等の「地域の住宅・建築物に係る課題の解決につながる要素」を含む改修工事（地方公共団体の策定する「住生活基本計画」に位置付けられた課題に対する改修工事に限る。）

公営住宅等の既存ストックについて、省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの導入促進に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギー対策に対する支援を行う。

基本的要件

改善工事の内容	施行要件
○ 個別改善事業	
(原則)	建設後20年を経過したもの
・子どもの安全確保に係る改善 (子どもの転落防止措置等)	建設後10年を経過したもの
・長寿命化改善 ・障害者向け改善 ・認知症対応型グループホーム改善 ・住宅用防災機器の設置 ・既存エレベーター改修 ・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善 ・宅配ボックスの設置 ・防災・減災対策に係る改善 ・交流スペースの設置	年度要件なし
○ 全面的改善(トータルリモデル)	建設後30年を経過したもの

対象工事

- 個別改善事業(規模増改善、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善)
- 全面的改善

個別改善事業の分類

次のいずれかの分類に該当すること。

- | | |
|------------|------------|
| ① 居住性向上型 | ② 福祉対応型 |
| ③ 安全性確保型 | ④ 長寿命化型 |
| ⑤ 脱炭素社会対応型 | ⑥ 子育て世帯支援型 |

支援内容

○整備費に対する助成

- ・ 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

※規模増改善、住戸改善・共用部分改善(福祉対応型、安全性確保型(耐震性の確保に係るもの)、長寿命化型、脱炭素社会対応型、子育て世帯支援型)については、測量試験費も助成対象。

このほか、改善によって家賃が上昇した場合の家賃の低廉化に要する費用に対しても一部助成

みらいエコ住宅2026事業(Me住宅2026)

新規

令和7年度補正・令和8年度当初予算等：2,500億円

※GX経済移行債を含む。

2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う。

補助対象

▶ 補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に、工事着手したもの(新築の場合は基礎工事に着手、リフォームの場合はリフォーム工事に着手)に限る。

住宅※1,2の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1~4地域
すべての世帯	GX志向型住宅※3	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	長期優良住宅※3,4	75万円/戸 (80万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	95万円/戸 (100万円/戸)
	ZEH水準住宅※3,4	35万円/戸 (40万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	55万円/戸 (60万円/戸)
各対象住宅の要件		
断熱性能	GX志向型住宅※6 等級6以上	長期優良住宅・ZEH水準住宅 等級5以上
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く 35%以上(一次エネ等級8)	20%以上(一次エネ等級6以上)
	再エネを含む 原則100%以上※7	
高度エネルギーマネジメント	HEMS※8の設置等	

※1: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。

※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。

- ①「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
- ②「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- ③「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」に立地する住宅
- ④「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

※3: 「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

※4: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※5: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

※6: 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等(温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など)することとする。

※7: 戸建住宅、共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。

【戸建住宅(立地)】			【共同住宅(階数)】		
右記以外の地域	寒冷地 又は低日射地域	都市部狭小地等 又は多量地域	1~3	4・5	6以上
100%以上	75%以上	要件なし	75%以上	50%以上	要件なし

※8: 他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)

既存住宅※9のリフォーム※10

対象住宅※11	改修工事	補助上限額※12
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限：100万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限：50万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限：80万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限：40万円/戸

補助対象工事

必須工事	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※13
附帯工事※14	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※9: 賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。

※10: 「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」及び「賃貸給湯省エネ事業」(これらを総称して「連携事業」という。)とのワンストップ対応の実施を予定している。

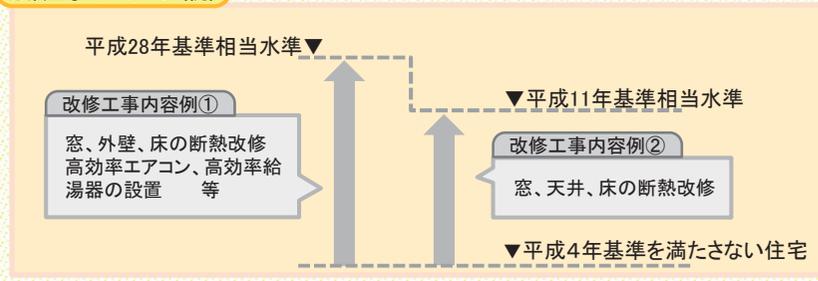
※11: 「平成4年基準を満たさないもの」とは平成3年以前に建築された住宅など、「平成11年基準を満たさないもの」とは平成10年以前に建築された住宅などが該当する。

※12: 補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。

※13: 『リフォーム前の省エネ性能』と『リフォーム後の省エネ性能』に応じた改修部位や設備の組合せをあらかじめ指定・公表する。

※14: 補助対象となるのは必須工事を行う場合に限る。なお、連携事業は必須工事とみなす。

必須工事のパターン(例)



建築物ライフサイクルカーボン評価（LCCO₂評価）の実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCCO₂評価の実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあっては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
 - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合は、BIM活用型、LCCO₂評価実施型のいずれの要件も満たすこと

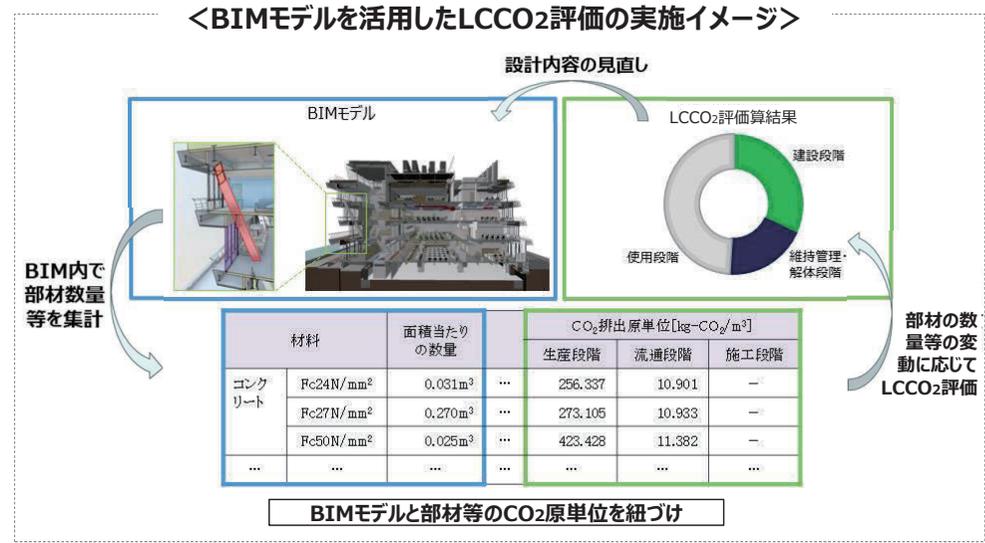
● 補助額等

<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

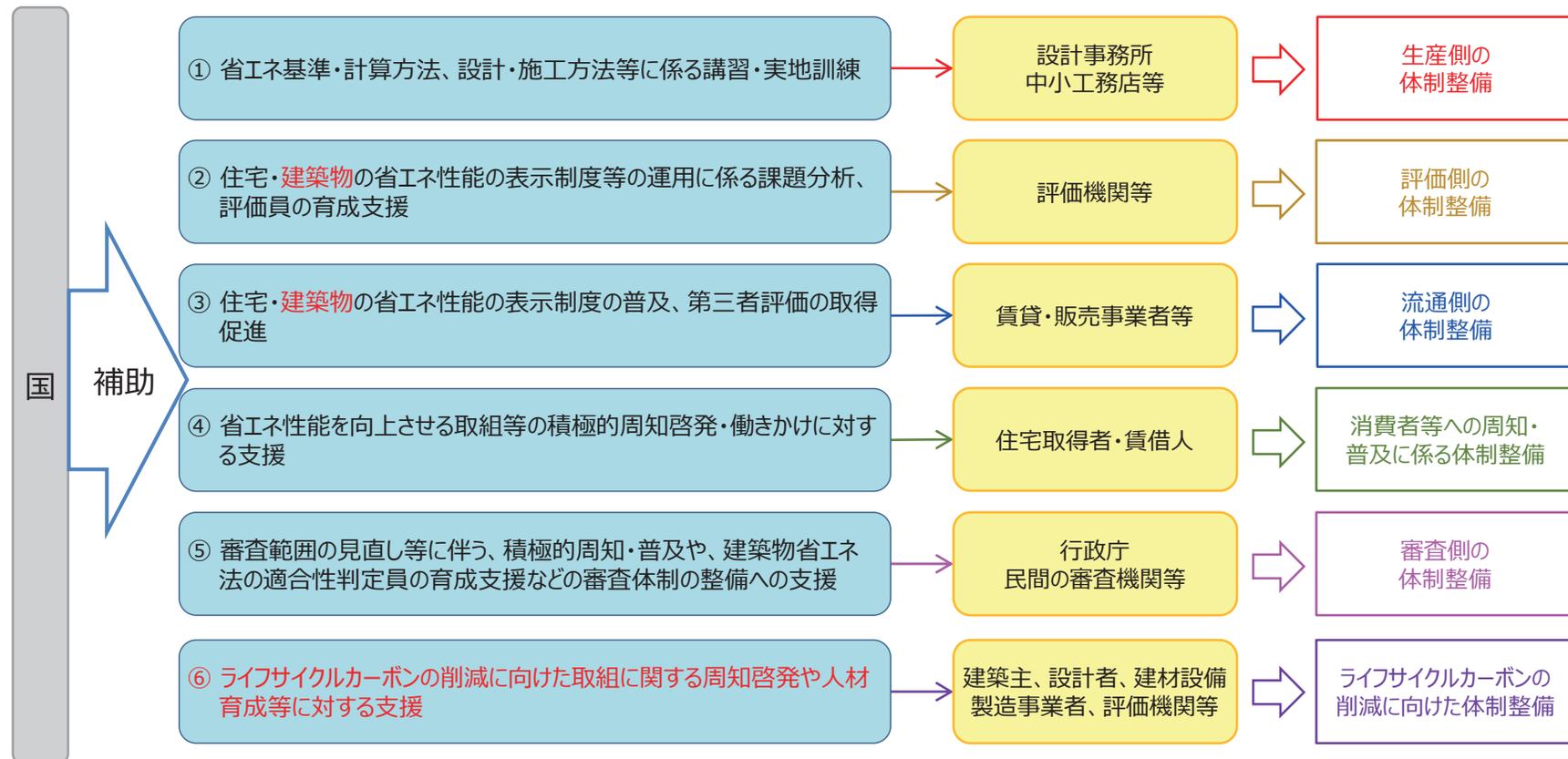
<LCCO₂評価実施型>

- LCCO₂評価の実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCCO₂評価を行った場合：650万円/件
 - BIMモデルを作成した上でLCCO₂評価を行う場合：500万円/件
- ※ LCCO₂評価に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算



カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物分野の対策を推進するため、設計・施工方法の習熟、評価・審査体制の整備、消費者への周知啓発等に対して支援を行うとともに、ライフサイクルカーボンの削減に向けた取組に関する周知啓発、人材育成等に対する支援を強化する。

◆補助対象：民間事業者等 ◆補助率：定額 ◆事業期間：令和8年度～令和12年度 **延長**



・②、③に建築物を追加
・⑥を新たに支援

拡充

優良建築物等への補助事業におけるLCCO2評価実施の要件化

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けて、2028年度を目途に建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す制度の開始を目指しているところ。制度の円滑な開始に向けた環境整備及び今後の制度の更なる拡充・強化に向けた検討に必要な事例・データ等の収集を行うため、優良建築物等への補助事業においてライフサイクルカーボン評価の実施を要件化する。

要件化の内容・対象事業

【内容】

(1) ライフサイクルカーボン評価実施の要件化
 延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築（※）の場合には、ライフサイクルカーボン評価を実施すること
 ※環境・ストック活用推進事業については、新築・増改築・改修

(2) ライフサイクルカーボン評価結果の報告
 ライフサイクルカーボン評価結果を国土交通省へ報告すること

【対象事業】

- ・ 環境・ストック活用推進事業（サステナブル建築物等先導事業、既存建築物省エネ化推進事業）
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 優良木造建築物等整備推進事業

<（参考）建築物のライフサイクルカーボン削減に向けたロードマップ（案）（抜粋）>



出典：建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会資料（2025年10月）を一部編集

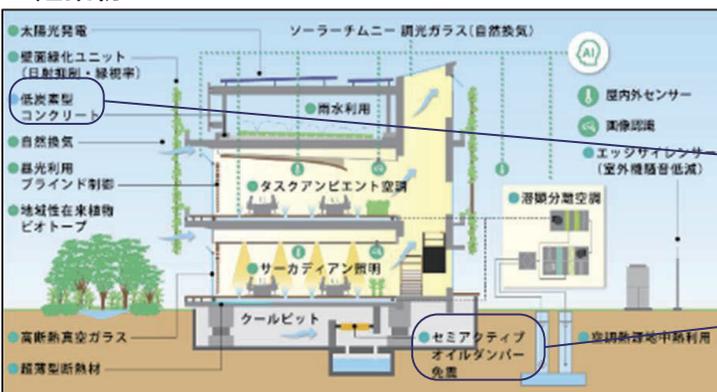
2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の脱炭素化をさらに推進するとともに、国際的な潮流に対応するためライフサイクルカーボン評価（LCCO₂評価）を行い、ライフサイクルカーボン削減に資する先導的な事業等への支援を行う。

ライフサイクルカーボン削減に向けて先導性の高い住宅・建築物のプロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取組の広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

先導技術の一例

■建築物



■建設時における省CO₂効果がある技術

■建物を長寿命化させる取組

■住宅



■高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化

■水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム

■EV・V2Hによる電力融通

■街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンを削減する取組」等に資するプロジェクト等を積極的に評価

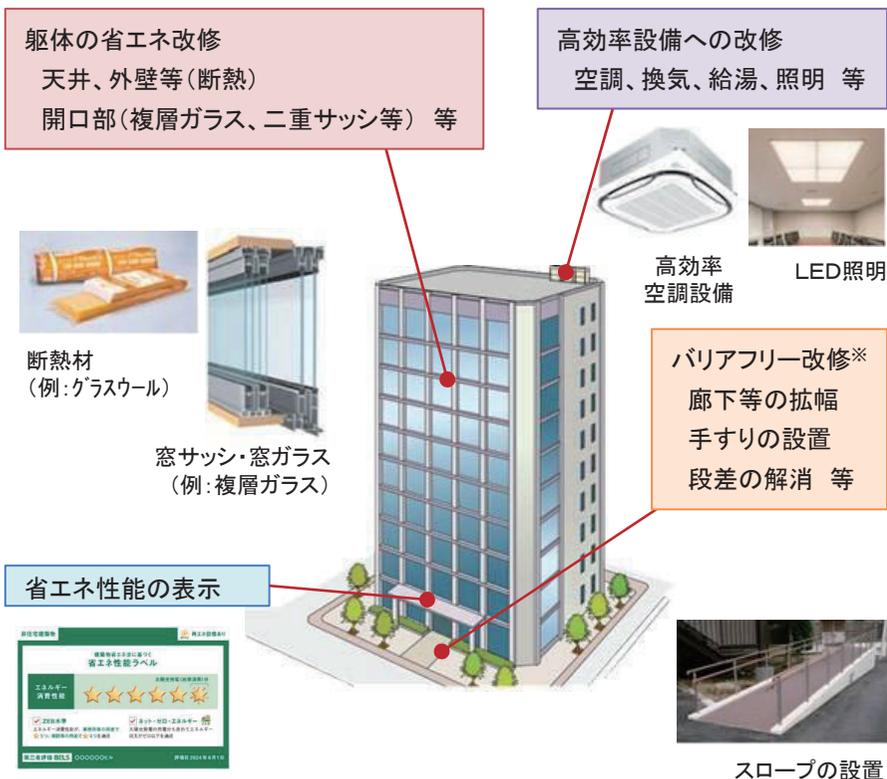
- <補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
- <補助率> 1/2 等
- <限度額> 原則3億円/プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5% 等

- <要件> ・CO₂削減等に寄与する先導的な技術を導入し、その導入の効果等について検証を行うこと
- ・新築の場合、ZEH・ZEB水準に適合すること
- ・大規模建築物(2,000㎡以上)の新築・増改築・改修の場合、LCCO₂評価を実施すること(評価結果は国に報告) 等

※下線部は見直し事項

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修や脱炭素化を促進するため、ライフサイクルカーボン評価(LCCO2評価)を実施する省エネ改修工事(躯体の省エネ改修、高効率設備への改修)への支援を行う。

【イメージ】



※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【補助額等】

- <補助対象> 省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測 に要する費用
- <補助率> 補助対象工事の1/3
- <限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能
- <事業期間> 採択年度を含め原則2年以内

【事業の要件】

※下線部は見直し事項

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
 - ・ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上
 - ・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 改修後に耐震性を有すること
- ⑤ 省エネ性能を表示すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること
- ⑦ 大規模建築物(2,000㎡以上)の増改築・改修の場合、LCCO2評価を実施すること(評価結果は国に報告)等

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑤ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること
- ⑦ 大規模建築物(2,000㎡以上)の新築の場合、LCCO₂評価を実施すること(評価結果は国に報告) 等

※ 下線部は見直し事項

※ 先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP

IV. 令和7年度補正予算の概要(住宅局関係)

令和7年11月28日閣議決定
令和7年12月16日予算成立

足元の物価高への対応

○ 残価設定型住宅ローン保険<創設>	【14.52億円】	〔月々の返済負担を軽減可能な住宅ローンの供給促進〕
○ フラット35借換融資の金利引下げ<創設>	【1億円】	〔子育て世帯等について、固定金利への借換に伴う返済負担の軽減〕
○ フラット35の融資要件の見直し	【制度改正】	〔融資限度額の引上げ及び床面積の下限の引下げ〕
○ 既存住宅流通活性化緊急促進事業<創設>	【2億円】	〔大都市圏における空き家等の流通促進〕
○ 物価高騰を踏まえた補助限度額の引上げ	【制度拡充】	〔住宅局各種補助事業の補助限度額の引上げ〕

地方の伸び代の活用と暮らしの安定

○ 居住支援協議会等活动支援事業	【2.20億円】	〔居住支援法人等が行う入居相談や見守り等を支援〕
------------------	----------	--------------------------

エネルギー・資源安全保障の強化

○ みらいエコ住宅2026事業<創設>

【2,050億円】
(GX経済移行債を含む)
※この他に令和8年度当初予算等があり、合計した金額は2,500億円

〔「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援〕

防災・減災・国土強靱化の推進

○ 災害公営住宅整備事業	【207.94億円】	〔能登半島地震の被災地における災害公営住宅の整備〕
○ 地域居住機能再生推進事業等	【114.43億円】	〔老朽化した公営住宅の建替え等の促進〕
○ 既設公営住宅等災害復旧事業	【2.07億円】	〔令和7年8月6日からの大雨等からの復旧〕
○ 能登半島地震に伴う建築確認等の円滑化	【0.10億円】	〔省エネ適判手数料の減免に対する支援〕
○ 市街地再開発事業等	【18億円】	〔災害に強い市街地形成の促進〕

未来に向けた投資の拡大

○ 建築行政DX総合推進事業<創設>	【0.20億円】	〔建築行政のDX化による各種業務の効率化、質の向上〕
○ 住宅瑕疵担保履行制度等に係る行政手続き円滑化	【0.70億円】 (デジタル庁一括計上)	〔住宅瑕疵担保履行法の基準日届出手続きや、建築基準法の大員認定手続きに係るシステムの整備・強化〕

(参考1) 令和8年度住宅局関係予算総括表

(単位:億円)

事 項	令和8年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
住 宅 策	1,559.36	1,557.54	1.00
うち住宅・建築物防災力緊急促進事業	105.00	110.00	0.95
うち密集市街地総合防災事業	36.00	36.00	1.00
うちマンション総合対策モデル事業	27.00	27.00	1.00
うち空き家対策総合支援事業	59.00	59.00	1.00
<u>うち住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業</u>	308.60	373.40	0.83
うち建築GX・DX推進事業	73.00	65.00	1.12
うち公的賃貸住宅家賃対策	120.29	120.29	1.00
うち地域居住機能再生推進事業	357.67	301.53	1.19
うち住宅金融支援機構	259.72	248.24	1.05
都 市 環 境 整 備	84.09	84.09	1.00
災 害 復 旧 等	1.01	1.01	1.00
<u>公 共 事 業 関 係 計</u>	<u>1,644.46</u>	<u>1,642.64</u>	<u>1.00</u>
行 政 経 費	76.48	80.89	0.95
<u>合 計</u>	<u>1,720.94</u>	<u>1,723.53</u>	<u>1.00</u>

1. 本表のほか、社会資本整備総合交付金等(令和8年度)として、13,126億円の内数がある。
2. 本表のほか、東日本大震災からの復興対策に係る経費(東日本大震災復興特別会計)として、210.51億円がある。
3. 本表の行政経費には他局計上分を含み、デジタル庁一括計上分を含まない。
4. みらいエコ住宅2026事業は、令和7年度補正予算として2,050億円(GX経済移行債を含む)があり、令和8年度当初予算等と合計した金額は2,500億円である。
5. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

(参考3)令和8年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(1/3)
 住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置(所得税等)

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、世帯構成の変化等を踏まえ、幅広い住まいの選択肢を提供するため、住宅ローン減税を5年間延長するとともに、質の高い既存住宅の借入限度額・控除期間の拡充や床面積要件の緩和等を行う。

控除率：0.7%

		2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
借入限度額・控除期間	長期優良住宅・低炭素住宅	新築	4,500万円 (5,000万円) × 13年				
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
	ZEH水準省エネ住宅	新築	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
	省エネ基準適合住宅	新築	2,000万円 (3,000万円) × 13年	- (支援対象外) 〔ただし、2027年末までに建築確認を受けたもの等は2,000万円×10年〕			
		既存	2,000万円 (3,000万円) × 13年				
	その他住宅	新築	- (支援対象外)				
		既存	2,000万円 × 10年				
所得要件		2,000万円					
床面積要件		40㎡以上 (ただし、所得1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50㎡以上)					
立地要件		(令和10年以降入居分) 土砂災害等の災害レッドゾーン※の新築住宅は適用対象外 (建替え・既存住宅・リフォームは適用対象)					

- ※ 借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等 (= 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」) に適用される借入限度額
- ※ 買取再販住宅は、新築住宅と同等の支援水準、リフォームの借入限度額・控除期間は、2,000万円、10年
- ※ 災害レッドゾーン： 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域 (都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった場合に限る)

令和8年度

水管理・国土保全局関係 予算概要

令和8年2月

国土交通省 水管理・国土保全局

目次

- 令和8年度 予算の概要 …… P.1
- 水管理・国土保全局関係予算
 - 1. 流域治水の加速化・深化 …… P.4
 - (1)総論 (2)河川・ダム (3)下水道 (4)砂防 (5)海岸 (6)ソフト対策
 - 2. 流域総合水管理の推進 …… P.33
 - 2-1. 積極的な水利用の推進 …… P.37
 - (1)総論 (2)水の安定供給・有効活用 (3)カーボンニュートラル
 - 2-2. 流域環境の魅力や価値の向上 …… P.49
 - (1)総論 (2)良好な自然環境の保全・創出 (3)地域活性化 (4)水質管理
 - 3. 流域総合水管理を横断的に支える取組 …… P.58
 - (1)老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクル
 - (2)水分野におけるDXの推進 (3)水を巡る国際社会への貢献
 - 4. 南海トラフ地震等の大規模災害への対応 …… P.74
- 参考資料 …… P.80

予算の内訳

○ 一般会計予算

単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備 考
一 般 公 共 事 業 費	10,670	10,402	1.03	1. 左記計数には、 (1) デジタル庁一括計上分を含まない。 (2) 個別補助化に伴う増分216億円を含む。 2. <>書きには、水管理・国土保全局以外の災害復旧 関係費の直轄代行分を含む。 3. 上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金4,597億円、 防災・安全交付金8,529億円がある。
治 山 治 水	8,818	8,770	1.01	
治 水	8,648	8,600	1.01	
海 岸	171	170	1.00	
住 宅 都 市 環 境 整 備	250	249	1.00	
都 市 水 環 境 整 備	250	249	1.00	
上 下 水 道	67	64	1.05	
水 道	205	203	1.01	
下 水 道	1,330	1,117	1.19	
災 害 復 旧 関 係 費	<393> 370	<372> 300	1.06 1.23	
公 共 事 業 関 係	11,040	10,702	1.03	
行 政 経 費	10	10	0.99	
合 計	11,050	10,712	1.03	

○ 東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備 考
災 害 復 旧 関 係 費	116	75	1.55	左記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）13億円がある。
合 計	116	75	1.55	

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要項目

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 9,068億円

うち 河川関係 7,462億円、砂防関係 1,436億円、
海岸関係 171億円

・上下水道事業関係費 67億円

・水道事業関係費 205億円

・下水道事業関係費 1,330億円

・災害復旧関係費 370億円
<393億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の
直轄代行分を含む。

・行政経費 10億円

合計 1兆1,050億円

(注)上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金4,597億円、
防災・安全交付金8,529億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

○ 東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 116億円

(うち、復旧116億円、復興0億円)

(注)上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興)13億円がある。

主要課題

1. 流域治水の加速化・深化

・ 流域治水の加速化・深化 6,277億円

2. 流域総合水管理の推進

2-1. 積極的な水利用の推進

・ 強靱で持続可能な上下水道システム構築の推進 414億円

・ ダム等におけるGXや下水汚泥資源の活用の推進 88億円

2-2. 流域環境の魅力や価値の向上

・ 流域における良好な自然環境や 94億円

水辺環境の創出による地域活性化の推進

3. 流域総合水管理を横断的に支える取組

・ 老朽化対策等による 2,481億円

持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

・ 水分野におけるDXの推進 89億円

4. 南海トラフ地震等の大規模災害への対応(上記1~3の重複計上)

・ 上下水道施設の強靱化 104億円

・ 地震・津波対策の推進と災害対応力の強化 637億円

(注)この他に工事諸費等がある。

参考:令和7年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

水管理・国土保全局関係全体 7,895億円

・気候変動に対応する流域治水の推進 2,700億円 等

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金510億円、防災・安全交付金3,849億円がある。

新規予算制度

- 流域対策を組み合わせた治水計画の検討促進 …… P.13
- 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進 …… P.16
- 都道府県が行う短期・集中的な地すべり対策への支援強化 …… P.20
- 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化 …… P.43
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた
上下水道管路の老朽化対策の推進 …… P.59
- 都道府県管理施設の予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けた支援強化 …… P.61
- 中小河川における予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けた支援強化 …… P.62
- 砂防関係施設の予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けた支援強化 …… P.63
- ダムにおける流水管理の高度化 …… P.69
- TEC-FORCE等の体制・機能の拡充・強化 …… P.77
- 大規模出水後の土砂掘削によるダムの水道容量確保 …… P.79

令和8年度水管理・国土保全局関係予算概要より抜粋

水管理・国土保全局の取組 ～流域治水の加速化・深化～

- 防災・減災、国土強靱化として、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進するとともに、計画的・効率的な老朽化対策・耐震化等を実施してきたところ。
- さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、海岸、水道、下水道の整備等を推進するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

【取組】

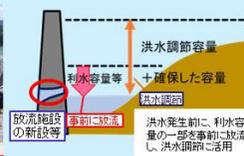
- ・ 根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 海岸保全施設の整備
- ・ 雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
- ・ 総合的な土砂管理
- ・ 水インフラの老朽化対策、耐震対策 等



堤防整備



ダム建設・再生



既存施設の最大限活用（ダムの事前放流）



地下空間の活用



砂防関係施設整備



海岸保全施設整備



下水道整備

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

水災害による被害の最小化



被害対象を減少させるための対策



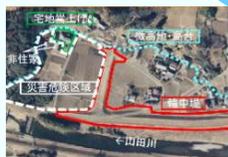
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



貯留機能保全区域指定



二線堤の保全・拡充



災害危険区域設定



水害リスク情報の充実（水害リスクマップ）



災害リスクの自分事化（NIPPON防災資産）

【取組】

- ・ 水害リスクの高い地域における建物等の構造規制・土地利用の誘導等
- ・ 住まい方の工夫
- ・ 二線堤等の浸水範囲を減らす取組 等

【取組】

- ・ 水災害リスク情報の提供
- ・ 洪水・土砂災害・高潮の予測情報等の高度化
- ・ 災害リスクの自分事化 等

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

令和8年度水管理・国土保全局関係予算概要より抜粋

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**※1に基づき、**特定都市河川の河川指定を全国に拡大**。 ※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川においては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長等が構成員となる**流域水害対策協議会**で法的枠組みに基づき**流域水害対策計画**を共同で策定し、河川整備、下水道整備及び土地利用を含む流出抑制対策や規制※2等を連携して実施。
※2 雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定など
- 引き続き、特定都市河川の指定を推進するとともに、**流域水害対策計画の内容の充実や実施の強化**に取り組むことで実効性をより高める。

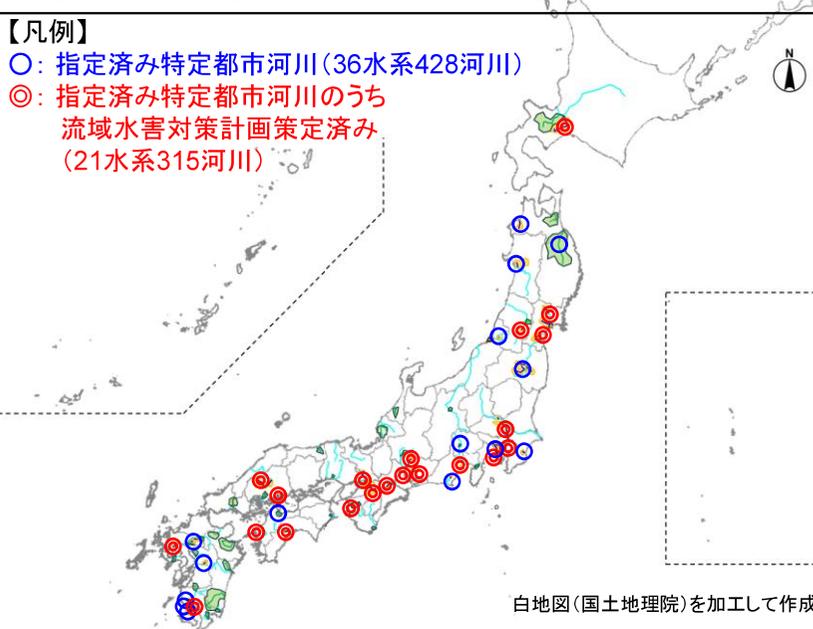
特定都市河川の指定等の状況

特定都市河川指定数 36水系428河川(令和8年1月1日時点)

【凡例】

○: 指定済み特定都市河川(36水系428河川)

◎: 指定済み特定都市河川のうち流域水害対策計画策定済み(21水系315河川)



白地図(国土地理院)を加工して作成

道庁	大臣指定(代表河川)	指定数	知事指定(代表河川)	指定数
北海道	千歳川(北海道 35河川)	35	-	0
東北地方	吉田川(宮城県 26河川)、石子沢川(山形県 2河川)、釈迦堂川(福島県 9河川)、多田川(宮城県 7河川)	44	高城川(宮城県 10河川)、尾袋川(宮城県 3河川)、小田川(宮城県 1河川)、逢瀬川(福島県 3河川)、谷田川(福島県 2河川)、中村川(青森県 3河川)、旧雄物川(秋田県 6河川)、馬淵川(岩手県 9河川)	37
関東地方	鶴見川(東京都、神奈川県 11河川)、中川・綾瀬川(茨城県、埼玉県、東京都 43河川)	54	一境川(東京都、神奈川県 2河川)、宮川(千葉県 11河川)、休泊川(群馬県 3河川)、横川(山梨県 5河川)	30
北陸地方	-	0	高川(新潟県 4河川)、前川(新潟県 1河川)、太田沢川(新潟県 1河川)	6
中部地方	中村川(三重県 7河川)、波瀬川(三重県 1河川)、黒沢川(静岡県 1河川)	9	新川(愛知県 6河川)、巴川(静岡県 3河川)、境川(愛知県 2河川)、猿渡川(愛知県 1河川)、赤川(三重県 1河川)	13
近畿地方	大和川(奈良県 18河川)、芥川(京都府、大阪府 6河川)	24	渡瀬川(大阪府 30河川)、西川(和歌山県 19河川)	49
中国地方	江の川(広島県 43河川)	43	本川(広島県 1河川)	1
四国地方	目下川(高知県 13河川)	13	都谷川(愛媛県 3河川)、中川(愛媛県 2河川)	5
九州地方	六角川(佐賀県 33河川)、隈之城川(鹿児島県 6河川)、巨瀬川(福岡県 9河川)	48	甲突川(鹿児島県 10河川)、新川(鹿児島県 1河川)、稲荷川(鹿児島県 2河川)、下月崩川(福岡県 1河川)、金丸川(福岡県 2河川)、竜野川(熊本県 1河川)	17
	合計	270	合計	158

特定都市河川制度等の活用の推進

I. 特定都市河川指定の推進

○河川整備のみでは十分な対応が困難な河川が全国的に存在 → ○特定都市河川の指定を促進

II. 流域水害対策計画の質的充実及び実施の強化

○流域水害対策計画における、対策の実施状況等に濃淡 → ○各取組の進捗状況の公表、見える化
○各取組における役割分担の明確化

○水災害ハザードエリア等における土地利用・住まい方 → ○計画策定段階における河川部局・まちづくり部局の連携強化

○貯留機能保全区域指定にあたり土地所有者等の負担が大きい → ○貯留機能保全区域の指定に向けた土地所有者等の負担軽減・緩和のための支援
○先行事例の取組を横展開

【先行事例】 貯留機能保全区域の指定～大和川流域～



指定された区域11.6ha(田原本町)

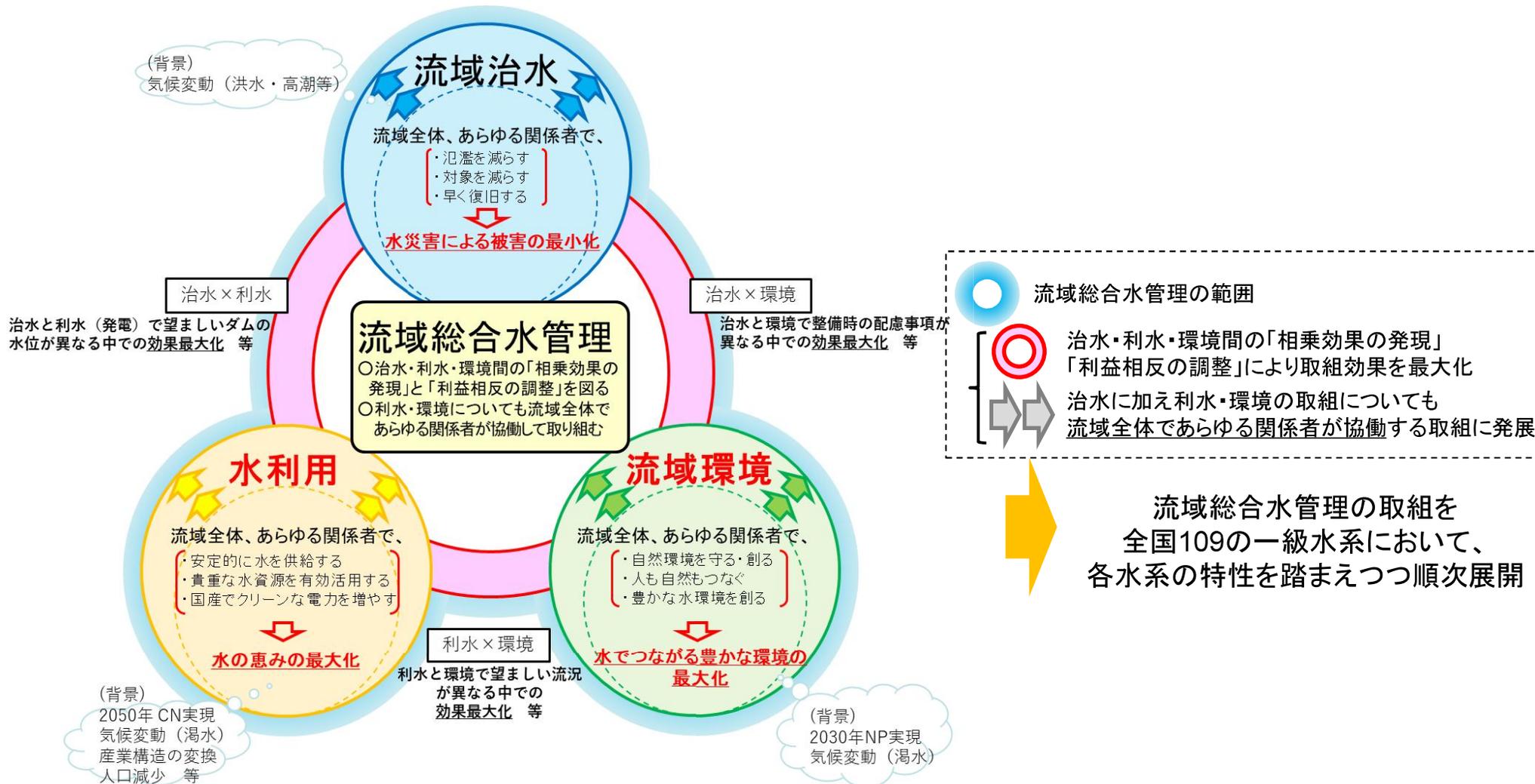


指定された区域3.7ha(川西町)

その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、土地の貯留機能を保全するために制限

※土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日に奈良県が指定。

○ **治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組む**とともに、流域治水・水利用・流域環境間の「**相乗効果の発現**」「**利益相反の調整**」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「**水災害による被害の最小化**」「**水の恵みの最大化**」「**水でつながる豊かな環境の最大化**」を実現させる「**流域総合水管理**」を推進する。



流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」

令和8年度水管理 国土保全局関係 予算概要より抜粋

流域治水 × 水利用

<利益相反の例>
 治水面ではダムの水位は低い方が望ましく
 利水面（発電）では高い方が望ましい

<相乗効果の具体例>
 治水機能の強化と水力発電の促進を
 両立するハイブリッドダムの取組

気象予測を活用したダム運用の高度化

The diagram shows a dam cross-section. The top part is labeled '治水容量' (Flood control capacity). Below it, a red arrow points up with the text '雨が予測されない場合 貯水位を上昇（運用高度化）' (When rain is not predicted, raise the water level (operational heightening)). Below that, a blue arrow points down with the text '洪水前に貯水位を低下（事前放流等）' (Lower the water level before a flood (advance discharge, etc.)). The bottom part is labeled '利水容量（発電容量等）' (Beneficial capacity (generation capacity, etc.)).

流域治水 × 流域環境

<利益相反の例>
 治水面では遊水地容量の確保が必要だが
 環境面では生物の生息・生育環境の保全・創出が必要

<相乗効果の具体例>
 遊水地でタンチョウが繁殖しやすい環境を整備

舞鶴遊水地で子育てをするタンチョウ

本地域で100年以上 十分にタンチョウが繁殖

タンチョウ繁殖期には人・車両の立ち入りやドローン飛行を禁止

水利用 × 流域環境

<利益相反の例>
 利水面（省エネ）を重視すると
 環境的に望ましい流況に影響を与える

上流からの取水により省エネが図れる一方、
 河川流量の減水区間の発生による環境等への
 影響について調整が必要

The diagram compares two water intake methods. On the left, 'ポンプ型' (Pump type) shows water being pumped from a dam or weir through a '浄水場' (Water treatment plant) and 'ポンプ（電力）で導水' (Pump (electricity) for water conveyance) to a '堰' (Weir), resulting in '河川の水量減少' (Reduction in river water volume) and '△省エネ ○河川環境' (Increase in energy saving, decrease in river environment). On the right, '自然流下型' (Natural flow type) shows water flowing naturally from a dam or weir through a '浄水場' (Water treatment plant) to a '堰' (Weir), resulting in '河川の水量減少' (Reduction in river water volume) and '○省エネ △河川環境' (Decrease in energy saving, increase in river environment). A box notes '省エネと河川環境のバランス確保が必要' (Need to ensure balance between energy saving and river environment). A legend indicates '△省エネ ○河川環境'.

流域治水・水利用・流域環境の取組の効果を最大化

流域総合水管理の取組 ～積極的な水利用の推進～

令和8年度水管理・国土保全局関係
予算概要より抜粋

- 人口減少により水需要が減少する一方、産業構造の変化(半導体工場等の新設、代かき期の前倒し等)による局所的な水需要の増加や必要な時期の変化などに対し、**関係者間で、水を有効活用する仕組みづくりが重要。**
- また、**気候変動による洪水・渇水リスクも高まっており、災害・事故時に備えた水融通**等の応急対策の検討や、施設の**リダンダンシーの確保**を推進することが必要。
- 加えて、**2050年カーボンニュートラルの実現**に向け、**水力発電の増強**や**省エネ**等に積極的に取り組む。

【取組】

- ・気候変動が渇水リスクに及ぼす影響にかかる研究・検討の推進
- ・必要な水供給施設の建設、計画的な更新
- ・緊急時(渇水、災害、事故)の柔軟な水融通・事前調整
- ・リダンダンシー(冗長性)の確保
- ・流域内の上水・工水・農水間の連携、データ共有
- ・災害時の代替水源確保のため地下水や湧水の更なる活用を推進 等



水路の複線化



併設水路

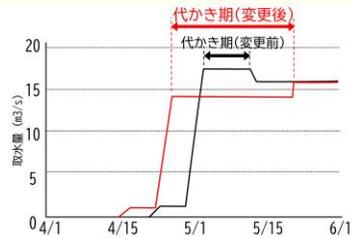


水道用水の相互融通のための
連絡管設置(神奈川県HPより)



管路の更新・耐震化

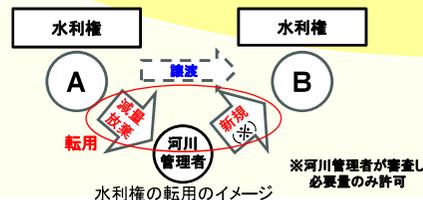
施設のリダンダンシー確保



融雪出水時の豊水の活用
(代かき期の前倒し)

【取組】

- ・新たな水需要への対応
- ・ダム容量(ダム使用権等)の円滑な活用
- ・水利権の転用促進
- ・融雪出水時の豊水の活用
- ・複数ダムの統合運用・容量再編
- ・下水汚泥の肥料利用を推進 等

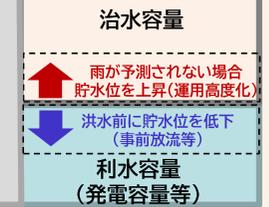


安定的に水を供給する

貴重な水資源を
有効活用する

水の恵みの最大化

国産でクリーンな電力を増やす
消費エネルギーを減らす



【取組】

- ・治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの推進
- ・複数ダム間で連携した水力発電の増強
- ・下水汚泥や伐採木を活用したバイオマス発電の促進
- ・上下水道施設の再編(上流からの取水による省エネ化) 等

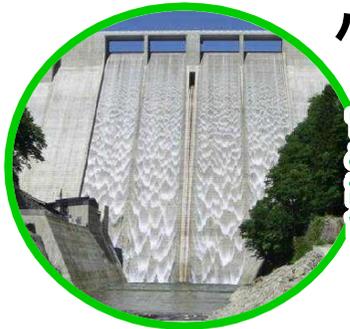
2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

- ダムや砂防堰堤における水力発電、下水処理場における創エネ・再エネ技術等の導入、伐採木等を活用したバイオマス発電等の再生可能エネルギーによる電力創出、河川管理施設の無動力化、上下水道施設の再編等による消費エネルギーの削減など、流域全体における水の恵みの最大化に取り組むことで2050年カーボンニュートラル実現に貢献。

再生可能エネルギーによる電力創出に向けた取組

消費エネルギーの削減に向けた取組

ハイブリッドダム



官民連携の新たな枠組みにより、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を最大限活用

グリーンイノベーション
下水道

下水処理場における省エネ・創エネ・再エネ技術の導入を促進し、下水道の脱炭素化を推進

上下水道施設の再編



施設配置の最適化（上流からの取水や汚水処理の集約、施設の統廃合）による省エネの推進

伐採木等を活用した
バイオマス発電

流下能力を維持・確保するために伐採した河道内樹木や、ダム・砂防堰堤で捕捉した流木等を活用したバイオマス発電を推進

砂防堰堤を活用した
小水力発電

発電ポテンシャルを有する既設砂防堰堤を活用した小水力発電の普及・拡大を推進

河川管理施設の無動力化

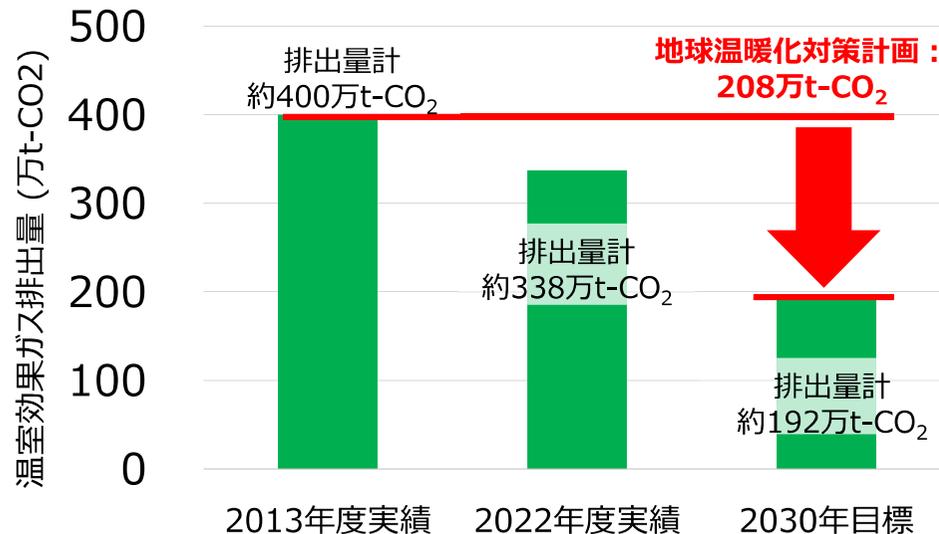


河川管理施設において、操作員不足・安全確保等のため操作に動力を要さないフラップゲートへの転換等により無動力化を推進

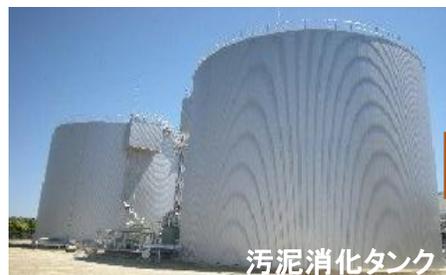
下水道における脱炭素の取組の推進

- 下水道では、下水処理の過程で多くのエネルギーを使用しており、年間約338万t-CO₂の温室効果ガスを排出。
- 地球温暖化対策計画(2025年2月18日閣議決定)において、下水道における省エネ・創エネ対策の推進、下水汚泥焼却の高度化等により、2030年度までに208万t-CO₂の削減(対2013年度比)を見込む。

■下水道からの温室効果ガス排出量



注：排出量は創エネによる削減分も含む。
また、2030年度の電力排出係数（見込み）を適用。



バイオガス



■地球温暖化対策計画(2025年2月18日閣議決定)における目標

①下水汚泥のエネルギー化（創エネ）

目標: 約70万t-CO₂を削減

- 消化ガス利用施設、固形燃料化施設の着実な導入
- 地域バイオマスの受入れや廃棄物処理施設等との連携によるエネルギー利用量の増加

②汚泥焼却の高度化

目標: 約78万t-CO₂を削減

- N₂O排出抑制型の焼却炉への更新
- 焼却を伴わない汚泥処理方法（固形燃料化等）への変更
- 高温焼却（850℃以上）の100%実施

③省エネの促進

目標: 約60万t-CO₂を削減

- 電力・燃料消費を年率約2%削減
- 省エネ診断等による電力・エネルギー消費等を踏まえた機器更新や運転管理の効率化

①②③計 約208万t-CO₂を削減

下水汚泥資源の肥料利用の拡大

- 肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、**農林水産省、国土交通省及び関係者が連携し、安全性・品質の確保、消費者の理解促進を図りながら、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて取組を推進。**
- **2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%とすることとしている。**(令和4年12月27日 食料安全保障強化政策大綱)

下水道革新的技術実証事業 (B-DASH) による技術開発

- ✓ 地方公共団体の下水道施設において、**国が主体となって、リン回収に関する実規模レベルの施設を設置。**
- ✓ 公募により神戸市、横浜市、東京都、福山市、福岡市における事業を採択し、**リン回収のコスト縮減や品質向上に向けた技術開発を推進。**
(令和7年4月に神戸市、7月に福山市の施設がそれぞれ稼働開始)

神戸市リン回収施設



玉津処理場リン回収設備 完成記念式

※神戸市 公式noteより

福山市リン回収施設

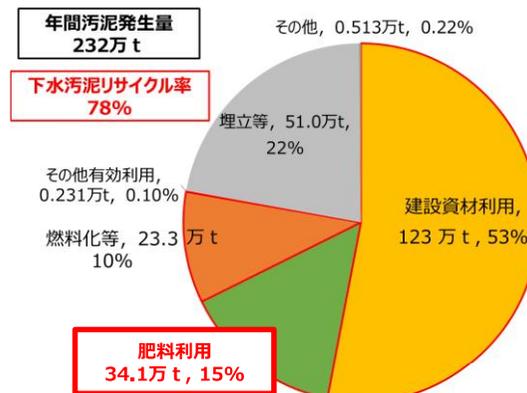


※福山市HPより

汚泥利用に関する基本方針の 明確化と案件形成支援等の推進

- ✓ 「発生汚泥等の処理を行うに当たっては、**肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこと**」を基本方針とし下水道管理者に通知。
(令和5年3月 下水道部長 通知)
- ✓ 国土交通省において、**汚泥の重金属や肥料成分の分析(49処理場)、肥料の流通確保に向けた案件形成(18団体)**を支援中(令和7年度)であり、引き続き支援を実施。

下水汚泥の利用状況(令和5年度)



農林水産省・ 省内関係部局等との連携

- ✓ 国交省・農水省で連携してPRイベントや説明会、**マッチングフォーラム等を開催。**
- ✓ 農水省では、下水汚泥資源を使用し、品質管理を徹底することで**成分保証や他の肥料との混入が可能、新たな公定規格「菌体りん酸肥料」を創設**(令和5年10月)。
- ✓ **公共施設における下水汚泥の肥料利用促進**に向けて、省内関係部局等と連携。

国営公園での汚泥肥料の活用

長野県が令和6年5月に肥料登録した汚泥肥料の利用・普及に向け、**国営アルプスあづみの公園**の園内で一部の花畑に試験的に施肥し、一般的な堆肥と比べて遜色ないことを確認。



汚泥肥料施用区のチューリップ

長野県が登録した汚泥肥料『アクアピア1号』



施肥

流域総合水管理の取組 ～流域環境の魅力や価値の向上～

令和8年度水管理・国土保全局関係
予算概要より抜粋

- 流域環境については、平成9年の河川法改正を契機としながら、多自然川づくりや親水空間の整備などの取組のほか、生態系ネットワークの形成やかわまちづくりなど流域とのつながりを踏まえた取組を進めてきたところ。
- さらに、**河川環境の定量的な目標設定**等により、流域のあらゆる関係者の共通認識を醸成した上で、**流域の多様な主体同士が交流・連携し、豊かな水環境の創出や利活用、流域治水にも資する生態系ネットワークの基盤となるグリーンインフラの保全・創出**を進めること等により、流域環境の魅力や価値の向上を図る。

- 【取組】
- ・ 生物の生息・生育・繁殖の場の目標水準（定量目標）を河川整備計画に位置づけ
 - ・ 生物の生活史と調和したダイナミズムを考慮した流量変動・土砂動態等の管理
 - ・ 総合的な土砂管理との連携
 - ・ 流域治水と相乗効果を発揮するグリーンインフラの保全・創出 等



河川環境の定量的な目標設定



流量変動等の管理（フラッシュ放流等）



ダム下流河川への土砂還元等
総合的な土砂管理との連携



遊水地等の整備と合わせた
生態系の保全・創出



水辺空間の魅力や
価値の向上



水源地域における
交流施設の整備



河道内外の連結性確保

- 【取組】
- ・ 民間企業等の河川環境向上への参画を促進する認証制度や市民団体とのマッチング
 - ・ 流域ならではの水辺空間の魅力や価値の向上
 - ・ 上下流交流等により水源地域の継続的な振興を推進
 - ・ 河川内外の連結性確保など生態系ネットワークの形成・向上 等



工場・事業場における栄養塩類供給に係るガイドライン
(兵庫県環境部水大気課)

地下水マネジメント推進プラットフォーム	
ポータルサイトによる情報提供	相談窓口の設置
アドバイザーの派遣	地下水マネジメント研究会
地下水データベース	ガイドライン等に関する情報提供・内容の充実

地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体

- 【取組】
- ・ 下水処理水の栄養塩類の能動的運転管理
 - ・ 地域の実情に応じた地下水マネジメントの推進 等

地下水マネジメント推進プラットフォーム
による各種支援

下水道における戦略的な水質管理の推進

- 生物多様性の保全や持続可能な水産資源を育める豊かな海等、水環境に対する新たなニーズの高まりに加え、**人口減少社会や脱炭素社会への貢献**等、下水道における水環境施策は大きな転換期に直面。
- このような**地域のニーズ、社会情勢の変化等の多様な評価軸を踏まえ、持続的発展が可能な水環境の創出に貢献するため、下水道管理者が流域関係者と連携して下水道施策を実行する、戦略的な水質管理を推進する。**
- 令和5年度から有識者検討会による議論を進め、令和7年12月に検討結果をとりまとめ・公表。とりまとめ結果を踏まえ、**より柔軟な能動的運転管理の実施に向けた措置を講じるとともに、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」の改定に向けた検討を進める。**

有識者検討会の主な論点と施策の方向性	
①	地域ごとに異なる望ましい水環境の実現に向けた下水道のあり方 ■水環境に対する地域ごとの新たなニーズを踏まえた水域の目標設定とその目標に応じた下水道対策の実施 ■能動的運転管理を踏まえた計画放流水質の柔軟な運用 等
②	様々な社会的要請等に効果的に対応するための下水処理のあり方 ■エネルギー管理を踏まえた効果的な運転管理の推進 等
③	流域全体を俯瞰した全体最適（流域管理）による下水処理のあり方 ■流域における水質、エネルギー等の全体最適に基づき、地域特性や処理規模に応じた合理的な処理レベルの設定 等
④	流域全体を俯瞰した全体最適（流域管理）を推進する計画制度等のあり方 ■人口減少下の管理・更新の時代における新たな流域別下水道整備総合計画のあり方（計画内容・機動的な見直し）を検討 ■下水処理の状況に応じた負担のあり方を検討 ■流域関係者が地域の水環境に関する目標像を共有し、水環境への関心を深める取組を推進
⑤	戦略的な水質管理を実現するための技術開発や知見の集積 ■戦略的な水質管理の実現に必要な技術開発の検討や知見の集積を実施

